

各種相談

年金相談

6月11日 9時30分～12時、13時～15時30分
美祢市民会館

予約先 宇部年金事務所 ☎0836(33)7111

農業問題相談

6月18日 9時～11時30分
農業委員会事務局

予約先 農業委員会事務局 ☎0837(52)5241
※開催日の1週間前までに予約が必要です。

行政相談

6月18日 10時～12時
美祢市民会館
6月18日 13時30分～16時30分
美東地域福祉センター
6月25日 13時30分～16時30分
別府公民館

心配ごと相談

毎週水曜日 13時30分～16時30分 (受付16時まで)
6月4日 於福公民館、赤郷公民館
6月11日 美祢市社会福祉協議会、
秋芳地域福祉センター
6月18日 美祢市社会福祉協議会、
美東地域福祉センター
6月25日 美祢市社会福祉協議会、別府公民館

職業相談

6月11日 10時～11時 美祢市美東センター
6月11日 12時30分～16時 サンワーク美祢
6月25日 10時～11時 嘉万公民館
6月25日 12時30分～16時 サンワーク美祢
問合せ先 宇部公共職業安定所 ☎0836(31)0164

人権相談

6月11日 13時30分～16時30分
秋芳地域福祉センター
6月18日 10時～15時 美祢市社会福祉協議会
6月18日 13時30分～16時30分
美東地域福祉センター

司法書士による無料法律相談会

6月5日 13時～15時 美祢市役所
7月3日 13時～15時 美祢市役所
(6月26日 予約開始)

弁護士による無料法律相談

6月19日 13時30分～15時20分 秋芳総合支所
(6月12日 予約開始)
予約電話 市民相談室 ☎0837(52)5230

日曜休日当番医

美祢市医師会 診療時間 9時～17時
6月1日 三澤医院
〔西厚保町大村 ☎0837(58)0011〕
6月8日 野間クリニック
〔大嶺町長ヶ坪 ☎0837(54)0510〕
6月15日 とも園クリニック
〔於福町萩原 ☎0837(56)5000〕
6月22日 札幌クリニック
〔大嶺町吉則 ☎0837(52)2847〕
6月29日 藤村内科クリニック
〔大嶺町前川通 ☎0837(54)1420〕

美祢郡医師会 診療時間 9時～17時
6月1日 時澤医院
〔秋芳町秋吉 ☎0837(62)0015〕
6月8日 美東病院
〔美東町大田 ☎08396(2)0515〕
6月15日 吉崎内科医院
〔美東町大田 ☎08396(2)5066〕
6月22日 美東病院
〔美東町大田 ☎08396(2)0515〕
6月29日 あきよし竹尾クリニック
〔秋芳町秋吉 ☎0837(63)0088〕

保健だより

離乳食学級

6月2日 10時～11時30分
秋芳保健センター

育児相談

6月3日 13時30分～15時
美祢市保健センター
6月19日 9時30分～11時30分
秋芳保健センター
6月23日 9時30分～11時30分
美東保健福祉センター

こころの健康相談

6月17日 13時30分～15時
美祢市保健センター
3歳児検診
6月26日 13時30分～15時
美祢市保健センター

お詫びと訂正

先月号(5月号)のMineCollection
認定商品(4、5ページ)にて代表者
と会社名に誤りがありました。正しく
は以下のとおりです。

有限会社 アグリプラン
代表取締役 有道典広
有限会社 秋吉肉生ファーム
代表取締役 松林行雄

大変ご迷惑をおかけしました。

美祿来福センター

で楽しく学びませんか?

美祿来福センターでは、いろいろなサークルが活動しています。サークル活動に興味のある人は、下記までご連絡ください。

サークル名	内容	活動曜日	活動時間
山口気功の会みね	気功練功及び講義	毎週水曜日	9時～12時
ノコフラ・オハナ来福台	フラダンス	毎週水曜日	13時～16時
謙友岳風会	詩吟・民謡	第2・4水曜日	19時～22時
草月フラワー教室	生け花・アレンジ	第3土曜日	13時～16時
紅鶴書道教室	習字・しつけ	毎週水曜日	15時30分～17時
一葉流いけばなサークル	生け花	第4水曜日	19時～21時
ジャザサイズ	健康づくり	毎週金曜日	10時～11時 20時～21時
美祿TTC	ラージボール卓球	毎週火曜日	19時～22時
来福台卓球クラブ	ラージボール卓球	毎週日曜日	13時～16時
さくら会五月教室	銭太鼓	第1・3・4火曜日	10時～12時
テナリー美祿	ラージボール卓球	毎週木曜日	19時30分～21時30分
さくら会美祿教室	銭太鼓	第2火曜日	10時～12時

問合せ先 美祿来福センター(☎0837(52)5338) 生涯学習スポーツ推進課(☎0837(52)5261)

地域消費者情報

美祿通信

問合せ先
商工労働課
(☎0837(52)5224)

クーリング・オフ制度を利用する際に、知っておきたいポイントがあります。取引内容によって期間の違い、適用除外の条件等があります。契約書をよく読んで、確認してから行いましょう。またクーリング・オフ期間を過ぎていても契約書面の不備などがあれば間に合う場合があります。消費者相談窓口までご相談ください。

美祿市消費者の会 会員募集中です!!

エコ活動や消費生活トラブル防止の啓発に興味をお持ちの人は、事務局までご連絡ください。
美祿市消費者の会
(事務局 商工労働課内 化石館横)
(☎0837(52)5224)

～クーリング・オフのチェックポイント～

【クーリング・オフをする際に確認する主な内容】

(例) 訪問販売

- クーリング・オフするのに特別な理由は不要です。
- 商品・サービスの内容、契約場所は⇒店舗や営業所以外の場所での契約であること。
- 購入金額の総額は⇒現金取引の場合は3,000円以上の取引であること。
- 契約書面を受け取った日を含めて8日以内であること。
- クーリング・オフ通知の仕方は⇒「簡易書留」扱い等、記録が残るように送付する。
- お金は戻ったか⇒全額返金されたかどうか確認。商品は業者に引き取るように連絡。
- クーリング・オフが終わったら関係書類は5年間保管しましょう。

6月8日から14日は**危険物安全週間**です。

この機会を通じて、危険物の貯蔵又は取り扱いに従事する人をはじめ、一般家庭においても危険物に対する理解を深め、事故を起こさないよう正しい取扱いや保管に努めましょう。

危険物の安全な保管・取り扱いのポイント

- ①保管・取り扱い場所では火気を使用しない。
- ②容器は適切なものを使用する。
- ③周囲は常に整理整頓し、不要なものを置かない。
- ④容器は転倒、転落しないようにする。
- ⑤高温になる場所に置かない。
- ⑥スプレー類は火炎に向けて噴射しない。
- ⑦使用前に注意事項をよく読み正しく取り扱う。



「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」 ～平成26年度危険物安全週間推進標語～

問合せ先 消防本部予防課 (☎0837(52)2286)